

平成31年度

芦屋市一般廃棄物処理実施計画

(ごみ処理実施計画)

芦 屋 市

芦屋市一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画）

目 次

基本理念及び基本方針	1
1 計画区域等	1
2 計画期間	1
3 処理主体	1
4 一般廃棄物の排出状況（ごみ処理フロー）	2
5 ごみ処理の評価	3
6 課題の抽出	4
7 方策の検証及び実施	5
8 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）	7
9 収集・運搬計画	7
10 中間処理計画	13
11 最終処分計画	15
資 料	16

「第3次芦屋市環境計画」において定めている、本市の目指す環境の姿、「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を実現するために、本計画における基本理念を定め、経済性も考慮しつつ、5つの基本方針に取り組みます。

基本理念

わたしたち一人ひとりが主役となって、身近なごみを意識し、
持続可能な循環型社会を目指します

基本方針

- (1) ごみの減量化・再資源化の推進
- (2) 中間処理施設の整備、管理運営
- (3) 適正処理の実施
- (4) 収集・運搬体制の整備
- (5) 市民・事業者・市（行政）の協働

1 計画区域等

- (1) 収集区域：芦屋市全域
- (2) 収集面積：18.57km²
- (3) 計画収集人口：96,017人（平成30年10月1日現在）

2 計画期間

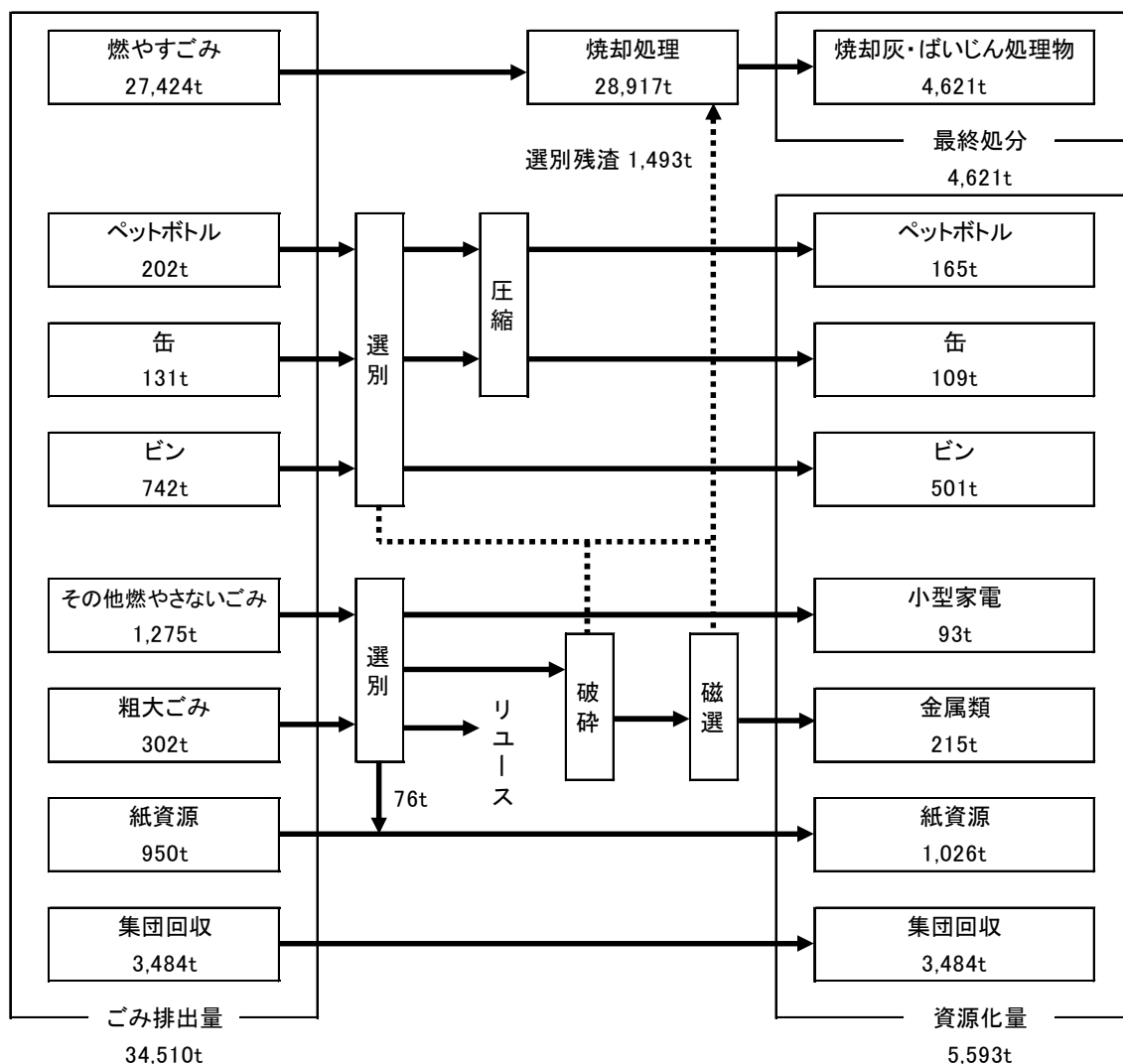
平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

3 処理主体

種別	収集運搬	中間処理	最終処分
生活系ごみ	市（直営・委託）	市（委託）	市（委託）
事業系ごみ	排出者自ら 市の許可業者		

4 一般廃棄物の排出状況（ごみ処理フロー）

ごみ排出量に対する焼却施設処理量及び資源化施設処理量等（平成30年度見込み）を下の図に示します。



※焼却灰に関して、一部を試験的にエコセメント化（再生資源化）していますが、試験段階で微量のため、このフローでは全量を埋立処分と表記しています。

5 ごみ処理の評価

本計画の上位計画である「芦屋市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」（以下「基本計画」という。）において設定した目標値と現況の比較結果は次のとおりです。

項目\年度	単位	H29 (実績)	H30 (見込み)	H30 (目標)	評価 (見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	982.4	984.7	974.5	未達成
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	553.3	555.1	548.3	未達成
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,404	9,545	8,858	未達成
④ 集団回収量	t/年	3,582	3,484	3,931	未達成
⑤ リサイクル率	—	16.4%	16.2%	18.3%	未達成
⑥ 最終処分量	t/年	4,643	4,621	4,987	達成

まず初めに、30年度のごみの排出量が29年度と比べ、17t増加する見込みです。これは30年度の特異事情として、台風21号と市営住宅集約化に伴う引っ越しにより、例年発生しない突発的なごみが多く発生したことが影響しています。

30年度、台風21号の関係で約95tのごみが搬入されました。また、市営住宅集約化により市内で約250件の引っ越しが行われ、60件の粗大ごみの予約がありました。その他燃やさないごみも68t増加する見込みですが、これも市営住宅集約化に伴う引っ越しの影響があると考えます。

台風21号関係のごみの影響を除くと、29年度と比べ78tごみ排出量が減少する見込みであったと言えます。

【参考】他都市との比較（平成28年度実績）

出典：一般廃棄物の排出及び処理状況等（平成28年度）について（環境省）

平成28年度 兵庫県的一般廃棄物処理（兵庫県）

① 1人1日当たりのごみ排出量（単位：g/人・日）

項目	H28
国平均	925
兵庫県平均	941
近隣市※平均	926
芦屋市	994

（店頭回収量含む）

② リサイクル率（単位：%）

項目	H28
国平均	20.3
兵庫県平均	16.8
近隣市※平均	18.6
芦屋市	17.1

（店頭回収量含む）

※近隣市…神戸市・芦屋市・西宮市・尼崎市・三田市・宝塚市・川西市・伊丹市・猪名川町

6 課題の抽出

これまで、基本計画の目標値を達成し減少傾向にあった1人1日当たりのごみ排出量や家庭系ごみ排出量が、平成30年度は増加傾向に転じ目標未達成となった。他の項目についても年々悪化している状況もあるため、市民及び事業者のごみに関する意識向上を図り、さらなるごみ減量に対する取り組みが必要です。

実績値の推移

項目\年度	単位	H27 (実績)	H28 (実績)	H29 (実績)	H30 (見込み)
① 1人1日当たりのごみ排出量	g/人・日	1,001.4	987.3	982.4	984.7
② 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	g/人・日	568.0	556.2	553.3	555.1
③ 事業系ごみ排出量	t/年	9,132	9,188	9,404	9,545
④ 集団回収量	t/年	3,894	3,739	3,582	3,484
⑤ リサイクル率	—	17.1%	16.6%	16.4%	16.2%
⑥ 最終処分量	t/年	5,194	4,851	4,643	4,621

7 方策の検証及び実施

本市における平成30年度の方策の検証及び平成31年度の実施内容は次のとおりです。なお、方策を実施するに当たっては、経済性にも考慮しつつ取り組みます。

(取組 : ◎重点 ○継続 -完了)

NO	方向性	基本計画における方策	分類	平成30年度目標	実施状況	評価	平成31年度の展望	取組
1	新規	マイ食器、マイボトルの利用	発生抑制 (リデュース)	市役所内に向けた取り組みとして、審議会等における飲料の提供方法について調査を行います。	市役所内に向けた取り組みとして、審議会等における飲料の提供方法について調査と調査結果の報告を行い、より環境負荷の少ない飲料の提供方法について考えてもらう機会を設けました。	○	30年度に行った庁内調査の結果をもとに、審議会等における飲料の提供において、ペットボトル・紙コップの使用量を削減するべく働きかけます。	◎
2	新規	「事業系ごみハンドブック」の発行	適正処理	平成29年度に完了	-	-	-	-
3	新規	小型家電及び乾電池回収ボックスの設置	再生利用 (リサイクル)	市公共施設内に、乾電池回収ボックスを設置します。	・市内4箇所に充電式電池回収BOXを設置しました。 ・平成29年度に続き、小型家電回収ボックス設置の一環として、市内4箇所に「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」回収用BOXを設置しました。	○	「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」のBOX設置完了期間である平成31年3月末を以て、小型家電回収BOX・充電式電池回収BOXの設置を終了し、ホームページにおいて回収量を報告します。	○
4	拡充	マイバッグの利用	発生抑制 (リデュース)	引き続き、リユースフェスタ、環境フリーマーケットの機会を活用し、マイバッグキャンペーンを実施します。 ●リユースフェスタ(年2～3回) ●環境フリーマーケット(年2回)	・啓発用マイバッグを900個作成し、第1回・第2回環境フリーマーケット・第1回・第3回リユースフェスタ及び芦屋まなび場！フェスティバルで配布しました。 ・市役所内の売店及び喫茶にて、原則包装しない旨の掲示を行ってまいりました。	○	各種市民向けのイベントの機会を活用し、マイバッグキャンペーンを実施します。	○
5	拡充	再生資源集団回収活動の推進	再生利用 (リサイクル)	登録世帯数を増やすべく、広報紙、ホームページ等にてさらなる制度の周知を行います。	・ホームページにおいて、集団回収の制度について周知しました。 ・報奨金申請の際の負担を軽減するため、ホームページから申請書等をダウンロードできるようにしました。 ・178団体(平成31年1月末現在。平成30年2月末より3団体増加。)	○	ホームページ等にてさらなる制度の周知を行います。	○
6	拡充	「スリム・リサイクル宣言の店」の推進	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル)	事業系ごみ適正処理・ごみ出しルール周知の際、併せて「スリム・リサイクル宣言の店」登録の協力要請を行います。	・72店舗(平成31年2月末現在。平成30年2月末と同数。新規登録3店舗、会社合併等による登録取消3店舗。)	△	事業系ごみ適正処理・ごみ出しルール周知の際、併せて「スリム・リサイクル宣言の店」登録の協力要請を行います。	○
7	拡充	排出事業者責任の徹底	適正処理	「事業系ごみハンドブック」を用いて、事業者に対して適正処理やごみ出しルールを周知します。	・新規開業する店舗等に「事業系ごみハンドブック」を用いて、事業系ごみの適正処理やごみ出しルールについて周知しました。 ・広報あしやに事業系ごみの適正排出に関する記事を掲載し、併せて事業系ごみハンドブックのQRコードも掲載しました。	○	引き続き、「事業系ごみハンドブック」を用いて、事業者に対して適正処理やごみ出しルールを周知します。	○
8	拡充	ごみ処理に関する情報の提供	-	広報紙、ホームページ等において、ごみ処理の現況及びごみの減量化・再資源化のための具体的な事例等情報発信を行います。	ホームページにて、月別ごみ排出量の報告を開始するとともに、ごみの減量化・再資源化のための具体例を掲載しました。	○	ホームページ等において、ごみの減量化・再資源化のための情報発信をさらに充実させます。	◎
9	拡充	「家庭ごみハンドブック」及び「ごみ収集カレンダー」の発行	再生利用(リサイクル) 適正処理	平成29年度に発行した「家庭ごみハンドブック」の内容を広報紙、ホームページ等で繰り返し案内することで、12分別やごみ出しルールを周知します。	・平成29年度に「家庭ごみハンドブック」を発行した際、それまでと排出方法が変更になったものについて、広報あしやとホームページにて繰り返し案内しました。 ・ごみ収集カレンダーを3月に発行、全戸配布しました。	○	引き続き、平成29年度に発行した「家庭ごみハンドブック」の内容を広報紙、ホームページ等で繰り返し案内することで、12分別やごみ出しルールを周知します。	○
10	拡充	食材や日用品の最後まで使い切り	発生抑制 (リデュース)	食品ロス削減の一環として、フードドライブのイベント実施します。	・平成30年8月20日(月)～平成30年8月22日(水)の3日間、コープこうべと協賛し、市内5店舗でフードドライブを実施しました。 ・第2回・第3回リユースフェスタにて社会福祉協議会と協賛し、フードドライブを実施しました。	○	引き続き、食品ロス削減の一環として、フードドライブのイベント実施を行います。	○
11	拡充	ごみの展開検査の実施	適正処理	搬入されるごみの展開検査を実施し、状況に応じて事業者や許可業者の指導等を実施します。	展開検査を実施し、結果について許可業者に連絡するとともに、ホームページにおいて、展開検査実施報告の記事を掲載しました。	○	引き続き、搬入されるごみの展開検査を実施し、効果的かつ効率的な展開検査について研究します。	◎

NO	方向性	基本計画における方策	分類	平成30年度目標	実施状況	評価
12	継続	過剰包装の防止	発生抑制 (リデュース)	ホームページ、「事業系ごみハンドブック」等により、過剰包装の防止への協力を要請します。	新規開業する店舗等に「事業系ごみハンドブック」を配布し、また、ホームページにおいて記事を掲載することで、過剰包装の防止への協力を要請しました。	○
13	継続	製品の長期使用	発生抑制 (リデュース)	ホームページ等において、製品の長期使用について周知します。	ホームページにおいて、製品の長期使用について周知しました。	○
14	継続	リユース活動の実施	再使用 (リユース)	リユースフェスタや環境フリーマーケットの機会を通じ、ごみの減量化や環境への意識の向上を図ります。 ○リユースフェスタ(年2~3回) ○環境フリーマーケット(年2回)	・リユースフェスタ年3回実施 ・環境フリーマーケット年2回実施 ・ホームページにおいてリユースショップの活用方法について周知しました。	○
15	継続	環境に配慮した製品等の購入	再生利用 (リサイクル)	ホームページ等において、環境に配慮した製品等の購入について啓発します。	—	×
16	継続	生ごみ堆肥化容器の活用	発生抑制 (リデュース)	段ボールコンポスト等の活用について、ホームページ等において周知します。	ホームページにおいて、段ボールコンポスト等の活用について周知しました。	○
17	継続	生ごみの水切り	発生抑制 (リデュース)	引き続き、生もの水切りについてホームページ等において周知します。	ホームページにおいて、水切りについて周知しました。	○
18	継続	12分別の徹底	再生利用 (リサイクル)	引き続き、ホームページ等において12分別の徹底について周知します。	分別方法に関するお問い合わせが多い品目について、広報紙とホームページにて繰り返し案内しました。	○
19	継続	環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル)	ホームページ等において、環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施への協力を要請します。	—	×
20	継続	環境学習の実施	—	施設見学時に配布するリーフレットを作成し、施設概要だけでなく、芦屋市のごみ処理の流れについても理解を深めていけるよう工夫します。	・施設見学時に配布するリーフレットを作成し、施設概要だけでなく、芦屋市のごみ処理の流れについても理解を深めていけるよう工夫しました。 ・環境処理センターの見学会を実施しました。 (見学者数748人)	○
21	継続	ポスター展の開催	—	・市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集・展示します。 ○12月頃実施予定 ・ポスター展に先立ち、小・中学生を対象としたポスターを描くためのイベントを環境課と共催します。 ○8月頃実施予定	・平成30年11月26日～平成30年12月7日まで市役所ロビーにおいて、ポスター展を実施しました。 (応募数:345点) ・平成30年8月8日に中学生を対象とした、ポスターを描くためのイベントを環境課と共催しました。	○
22	継続	持ち去り防止パトロールの実施	—	引き続き、重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施します。	重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施しました。	○
23	継続	持ち込みごみ予約制の実施	発生抑制 (リデュース)	現状の体制で継続します。	予約受付の段階で、センターに搬入可能なもの・不可能なものをご説明することで、ごみの適正処理・排出抑制に取り組みました。	○
24	継続	適正な料金体系の検討	—	平成31年度の消費税改定に備えて、引き続き他自治体の状況を注視します。	兵庫県都市清掃会議施設部会にて、他自治体の動向を確認しました。 【参加28市町改正動向】 改正予定 : 2市町(※うち1市は消費税改定とは関係のない、定期的な見直しによる改定) 検討中 : 11市町 改正予定なし: 15市町	○
25	継続	有料化の検討	発生抑制(リデュース) 再使用(リユース) 再生利用(リサイクル) 排出者負担の公平性	平成29年度において、基本計画の目標項目である、②1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は達成する見込みであることも踏まえ、引き続き他自治体の状況を注視します。	【兵庫県内41市町有料化等実績】 指定ごみ袋:H29.4月:27市町→H30.4:27市町(変化なし) 有料化 :H29.4月:19市町→H30.4:19市町(変化なし)	○
26	継続	分別区分の見直しの検討	再生利用 (リサイクル)	現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集について、他自治体の状況を注視します。	【兵庫県内41市町プラスチック製容器包装分別実績】 H29.4月:30市町→H30.4:30市町(変化なし)	○
27	継続	処理センターにおける適正処理	—	各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施します。	各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施しました。	○



平成31年度の展望	取組
ホームページ、「事業系ごみハンドブック」等により、過剰包装の防止への協力を要請します。	○
ホームページ等において、製品の長期使用について周知します。	○
リユースフェスタや環境フリーマーケットの機会を通じ、ごみの減量化や環境への意識の向上を図ります。 ○リユースフェスタ(年2~3回) ○環境フリーマーケット(年2回)	○
ホームページ等において、環境に配慮した製品等の購入について啓発します。	○
段ボールコンポスト等の活用について、ホームページ等において周知します。	○
生もの水切りについてホームページ等において周知します。	○
ホームページ等において12分別の徹底について周知します。	○
ホームページ等において、環境に配慮した製品の設計、販売及びサービスの実施への協力を要請します。	○
環境処理センターの見学会を実施します。	○
市内の小・中学生を対象に「環境問題・ごみの減量化・市民マナー」をテーマとしてポスター作品を募集・展示します。 ○12月頃実施予定	○
重点地区等を精査することにより、より効果的にパトロールを実施します。	○
現状の体制で継続します。	○
平成31年度の消費税改定に備えて、他自治体の状況を注視します。	○
ごみ排出量の推移を踏まえ、他自治体の状況を注視します。	○
現状焼却処理しているプラスチック製容器包装の分別収集について、他自治体の状況を注視します。	○
各種方策を推進することにより、芦屋市環境処理センターにおける適正処理を実施します。	○

8 適正処理（市民・事業者・市（行政）の責務）

(1) 市民の責務

市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再使用を図り、廃棄物を分別して家庭ごみステーションに排出すること等により、廃棄物の減量化・再資源化その他その適正な処理に関し市の施策に協力しなければならない。

(2) 事業者の責務

ア 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

イ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努めるとともに、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。

ウ 事業者は、上記に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(3) 市（行政）の責務

ア 市は、一般廃棄物の排出の抑制、再生資源の回収、分別収集その他の施策を通じて一般廃棄物の減量を推進するとともに、適正な処理を図らなければならない。

イ 市は、廃棄物の減量及び適正な処理について、市民及び事業者への啓発を行うとともに、自主的な活動の促進を図るよう情報提供等を行わなければならない。

ウ 市は、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図り、能率的な運営に努めなければならない。

9 収集・運搬計画

一般家庭から排出される生活系ごみを「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」及び「植木の剪定ごみ」に分別して収集します。

分別の種類としては、「燃やすごみ」、「段ボール」、「雑誌・チラシ・その他紙類」、「新聞紙」、「紙パック」、「ペットボトル」、「缶」、「ビン」、「その他燃やさないごみ」、「粗大ごみ」、「一時多量ごみ」、「植木の剪定ごみ」の12分別とします。

なお、現在、蛍光灯や水銀体温計等の水銀を含有する廃棄物は「その他燃やさないごみ」として、分別・収集しているが、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」の施行を受け、より適正な処理を図るため、分別・収集方法及び処理方法について検討します。

(1) 一般廃棄物の収集・運搬

一般廃棄物の収集・運搬は、市、市が委託した業者、一般廃棄物収集運搬許可業者及び事業系ごみを自ら運搬する事業者が行うこととします。

ただし、芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域については、生活系ごみのうち、燃やすごみを、廃棄物運搬用パイプライン施設で行う。燃やすごみのうち、廃棄物運搬用パイプライン施設に適さないもの（投入口より大きいごみ等）は、月1回車両による収集を行います。

ア 市（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）が収集・運搬するごみ

(ア) 一般家庭が排出する生活系ごみ

(イ) 一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬するごみ及び事業者が自ら運搬するごみ

a 事業所が排出する事業系ごみ

b 一般家庭が排出する生活系ごみで市の収集・運搬（市が委託して収集・運搬する場合を含む。）によらないごみ

c 事業活動に伴って生じたごみ

(ウ) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象品

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象になる機器のうち、義務外品（業者に引取りが義務付けられていないもの）については、兵庫県電機商業組合で引き取り、市による収集は、原則行いません。

イ 収集体制

事業系ごみの収集は、一般廃棄物収集運搬業者（下表の8社）が行っています。平成30年度の事業系ごみ排出量見込み値（9,545 t）に対し、現行の収集運搬が困難であるとは認められません。また、平成29年3月策定の一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）では、減量化等の方策を推進することにより、平成38年度の事業系ごみを約7,800 tまで減量することを目標としており、現状の収集運搬体制で運搬が可能となっています。

今後も引き続き、適正な収集運搬を実施できる能力を有している限りにおいては、現状の体制を維持するものとします。

一般廃棄物収集運搬許可業者

会社名	住所	電話番号	ファクス番号
芦屋環境サービス(株)	芦屋市若宮町5-18	34-5788	34-5790
(有)芦屋浄水	芦屋市楠町3-13	22-5672	31-6834
(株)ウィルパワー	芦屋市大原町4-13	62-6350	25-0239
(株)エコワークシステム	芦屋市船戸町3-25	23-3366	32-3777
(株)シントー	芦屋市上宮川町2-10-4F	35-2848	35-2860
(有)NAKAZAWA	芦屋市公光町10-8	25-0441	25-0443
(株)藤起業	芦屋市上宮川町9-3	35-7274	55-3345
(株)丸与商店	芦屋市楠町3-13	22-8598	22-8693

ウ 排出方法

- (ア) 市民は、この計画に定めるごみの分別種類ごとに袋等に収納し、家庭ごみステーションに搬出するなど、市が行う収集運搬業務に協力しなければならない。
- (イ) 家庭ごみステーションとは、原則としてそれを利用しようとする市民等が協議のうえ定めた位置を市に申し出て、市が収集可能であると確認した場所をいう。その位置を明示した地図は、環境処理センターの収集事業課において、一般の閲覧に供するものとする。
- (ウ) 市民は、生活系ごみを排出する場合は、12頁別表第1に定める収集曜日及び時間に排出する。また、排出するごみが危険性又は毒性を有し、その他収集運搬に支障がある場合は、危険性を除去する等適切な処置を講じた後でなければ、排出してはならない。

エ 芦屋市さわやか収集

自ら家庭ごみステーションに家庭ごみ等を排出することが困難であり、かつ、親族等による協力を得ることができない高齢者又は障がいのある方で、職員等による面談・調査の結果、一定の条件に該当する者を対象に、燃やすごみ、段ボール、雑誌・チラシ・その他紙類、新聞紙、紙パック、ペットボトル、缶、ビン、その他燃やさないごみ及び粗大ごみを自宅の玄関先等で収集します。

また、希望者に対して安否確認も行い、高齢者又は障がいのある方の生活環境に支障が生じないように支援します。

オ パイプライン施設

廃棄物運搬用パイプライン施設について、利用者との協議を重ねつつ、定められた期間での適正運用に向けて計画的に事業を進めてまいります。

●対象物・排出方法・中間処理方法

本市では12分別による収集を行っており、分別区分別の対象物、排出方法及び中間処理方法は次のとおりです。

分別区分	対象物	排出方法	中間処理方法			
			一次処理	二次処理		
燃やすごみ	生ごみ類、布類、プラスチック類等	生ごみ類：水をよく切り、ごみ袋の真ん中に入れて排出 紙おむつ類：汚物をトイレに流してから排出 天ぷら油：紙や布にしみ込ませてから排出 木くず：1本が長さ50cm以内、直径10cm以内に切って束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分		
燃やさないごみ	紙資源	段ボール 雑誌・チラシ等 新聞紙 紙パック	段ボール 雑誌、チラシ、その他紙類 新聞紙 紙パック	別々の袋で排出	保管 資源物：再資源化	
	資源ごみ	ペットボトル	ペットボトル	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・第1・5・6週に出す場合は、ピンとは別々の袋で排出	選別・圧縮処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	資源ごみ	缶	スチール缶類、アルミ缶類	・キャップやラベルをはがし、中身を出し、水洗いしてから排出 ・はがしたキャップやラベルは、素材が金属の場合は「その他燃やさないごみ」、紙・プラスチックの場合は「燃やすごみ」で排出	選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	資源ごみ	ピン	ジュースのピン、調味料のピン等		選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	資源ごみ	その他燃やさないごみ	小型家電、鉄類、ガラス類、陶器類等	整髪料・殺虫剤・卓上ガスボンベ等： 中身を使い切り、袋に入れて排出 包丁・はさみ・ガラスの破片等： 厚紙に入れて、「キケン」と表示して排出 乾電池類は、中身の見える別袋に入れて排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
	資源ごみ	粗大ごみ	(縦・横・高さいずれか一辺)50cm以上の燃やすごみ、30cm以上の燃やさないごみ	粗大ごみ処理券を必要枚数購入し、氏名を記入のうえ、粗大ごみに貼り、予約日に指定場所に排出	破碎・選別処理	資源物：再資源化 選別残渣：焼却処理
燃やさないごみ	一時多量ごみ	引っ越し等の一時多量ごみ	「粗大ごみ」、「燃やすごみ」、「缶」、「ピン」等に分けて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分	
燃やさないごみ	植木剪定ごみ	植木剪定の木、枝、葉っぱ	雑草：土をよく払いごみ袋で排出 木：長さ50cm以内、直径10cm以内に切って、紙等で束ねて排出	焼却処理	焼却灰・ばいじん処理物 ：埋立処分	

●収集回数・地域・区分・方式

収集・運搬体制は、地域毎に異なっており、生活系ごみは、市職員による収集（市直営）、市の委託業者による収集（委託）、パイプラインによる収集、一般廃棄物収集運搬許可業者による収集のいずれかで実施しています。

一方、事業系ごみは、事業者が自ら本市の許可業者と契約することで収集しています。

ごみの種類と収集回数			収集地域	収集区分	収集方法	搬入先	
燃やすごみ	週 2 回		JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北、芦屋浜(高浜町1・10～20番)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)	市直営	ステーション方式	芦屋市環境処理センター	
	週 2 回		JR以北、楠町	委託			
	随 時		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町2～9番、若葉町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	市直営	パイプライン輸送		
	月 1 回 (パイプライン投入口等に投入できない物)		芦屋浜(新浜町、浜風町、緑町、潮見町) 南芦屋浜(陽光町8番20号)	市直営	ステーション方式		
		芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)	委託				
燃やさないごみ	紙資源	段ボール	第1・5週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を含む)、芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、南浜町1～9番)は委託	ステーション方式	再生事業者施設内
		雑誌・チラシ等	第2週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		新聞紙	第4週の水曜日	全市域	JR以北(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
		紙バック	第4週の水曜日	全市域	JR以南(楠町を除く)、芦屋浜(高浜町1・10～20番、浜風町、新浜町、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)は市直営	ステーション方式	
	ペットボトル	第3週の水曜日及び第1・5・6週		全市域(高浜町2～9番、若葉町を除く)		ステーション方式	芦屋市環境処理センター
		第1・3・5週の木曜日		高浜町2～9番、若葉町			
	缶	第3週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市直営	ステーション方式	
			JR以北、楠町		委託		
		芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)		市直営			
		芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)		委託			
	毎 週	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)		委託			
	ビン	第1・5週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市直営	ステーション方式	
			JR以北、楠町		委託		
			芦屋浜(新浜町、浜風町(5～8番を除く)、高浜町1・10～20番、緑町(1・3・4を除く)、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)		市直営		
		芦屋浜(高浜町7番(一部))、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)		委託			
毎 週		芦屋浜(浜風町5～8番、高浜町2～9番、若葉町、緑町1・3・4番)		委託			
その他 燃やさないごみ	第2・4週	JR以南(楠町を除く)～防潮堤線(臨港線)以北		市直営	ステーション方式		
		JR以北、楠町		委託			
	芦屋浜(新浜町、浜風町、高浜町1・10～20番、緑町、潮見町)、南芦屋浜(陽光町8番20号、海洋町8～14番、南浜町10～18番、涼風町)		市直営				
	芦屋浜(高浜町2～9番、若葉町)、南芦屋浜(陽光町1～7番、海洋町1～7番、南浜町1～9番)		委託				
粗大ごみ	申込み・予約制				個別収集		
一時多量ごみ		全市域		市直営			
植木の剪定ごみ							
事業所が排出するごみ	随 時			一般廃棄物収集運搬業者	個別収集		
市の収集方法によらない一般家庭排出ごみ		全市域					

別表第1

収集曜日及び時間

町名 / 分別種類 出す時間	燃やすごみ	燃やさないごみ										粗大ごみ	一時多量ごみ 植木予定ごみ			
		紙資源					資源ごみ							その他 燃やさないごみ		
		段ボール		雑誌・チラシ等		新聞紙		紙パック		ペットボトル					缶	ビン
		午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午前8時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで	午後0時30分まで					
あ	朝日ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木	申込み・予約制	申込み・予約制			
い	岩園町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
	伊勢町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
う	打出小椋町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	打出町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
お	奥池町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	奥池南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	奥山	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	大原町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
	大槻町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
か	上宮川町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	春日町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	川西町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	海洋町1～7番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	海洋町8～14番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
き	公光町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
く	楠町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	呉川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
さ	三条町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	三条南町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
し	親王塚町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
	清水町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	潮見町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
す	涼風町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
せ	精道町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
た	竹園町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
	高浜町2～9番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	かご	毎週 月	かご	第2・4週 月					
	高浜町1・10～20番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	大東町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
ち	茶屋之町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
つ	月若町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	津知町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
な	業平町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	南宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
に	西山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	西芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	西蔵町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	新浜町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
は	浜町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	浜芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
	浜風町(5～8番除く)	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
	浜風町5～8番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	かご	第2・4週 金					
ひ	東芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	東山町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	平田北町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	平田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
ふ	船戸町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
ま	松ノ内町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	前田町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	松浜町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
み	翠ヶ丘町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	南浜町1～9番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	南浜町10～18番	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	宮塚町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	宮川町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	緑町(1・3・4番除く)	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	第1・5週 木	第2・4週 木					
	緑町1・3・4番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 木	第3週 木	かご	第2・4週 木					
や	山手町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 火	第3週 火	第1・5週 火	第2・4週 火					
	山芦屋町	月・木	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
よ	陽光町1～7番	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
	陽光町8番20号	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 水	第3週 水	第1・5週 水	第2・4週 水					
ろ	六蔵村町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5週 金	第3週 金	第1・5週 金	第2・4週 金					
わ	若宮町	火・金	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第3週 水	第1・5・6週 月	第3週 月	第1・5・6週 月	第2・4週 月					
	若葉町	ハイライン	第1・5週 水	第2週 水	第4週 水	第4週 水	第1・3・4・5週 木	毎週 火	かご	第2・4週 火						

10 中間処理計画

(1) 受入可能な廃棄物等

一般廃棄物（一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を含む。）の中間処理は、本市が行います。

ア ごみ及び粗大ごみの処理

(ア) 焼却

計画収集ごみ（パイプライン収集ごみを含む。）及び事業所が搬入する燃やすごみは、環境処理センターにおいて焼却します。

(イ) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、環境処理センターにおいて破砕し、焼却します。

(ウ) 有価物選別業務

燃やさないごみ及び不燃性粗大ごみは、有価物を選別し再資源化を図ります。

イ 一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（「芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領」参照）一般廃棄物と併せて焼却処理する産業廃棄物は、次に掲げる廃棄物とします。

(ア) 紙くず

(イ) 木くず

(ウ) 繊維くず

(I) その他市長が必要と認めたもの

ウ 特定家庭用機器再商品化法による家電4品目〔エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機〕

買換え時の下取りをする家電以外でも兵庫県電機商業組合が引き取る「兵庫方式」で処理することとします。

エ 在宅医療廃棄物

(ア) 注射針等の鋭利な物

医療関係者、患者又は家族が医療機関に持込み、感染性廃棄物として処理することとします。

(イ) その他の非鋭利な物

市が一般廃棄物として処理します。

オ アスベスト含有廃棄物

特別管理廃棄物のため、環境処理センターでは処理ができないため、排出者が専門の業者に依頼し、取外し、運搬、処理することとします。

(2) 中間処理施設

ア 名称：芦屋市環境処理センター

イ 所在地：芦屋市浜風町 31-1

ウ 処理設備：焼却炉・破砕機・不燃物圧縮機・切断機

エ 処理量：焼却処理 28,917t（平成 30 年度見込み値）

資源化処理 3,602t（平成 30 年度見込み値）

焼却炉	型 式		全連続燃焼式焼却炉
	処 理 能 力		230t/24h(115t/24h×2基)
破砕機	可 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-552SK
		処 理 能 力	10t/5h 破砕寸法 200mm以下
	不 燃 性 粗大ごみ用	型 式	二軸剪断式破砕機 NS-452S
		処 理 能 力	5~8t/h
圧縮機	型 式		カンスクイザーKC10-D3
	処 理 能 力		10t/8h
切断機	型 式		アリゲータ式
	切 断 能 力		刃先 13t 刃元 74t
ペットボトル減容設備	型 式		油圧圧縮梱包式
	処 理 能 力		300kg/h

焼却処理

単位:t/年

項目\年度	H30(見込み)
搬入	28,917
燃やすごみ	27,424
選別残渣	1,493
搬出	4,621
焼却灰・バグ灰	4,621

資源化処理

単位:t/年

項目\年度	H30(見込み)
搬入	3,602
資源ごみ	2,025
紙資源	950
ペットボトル	202
缶	131
ビン	742
その他燃やさないごみ	1,275
粗大ごみ	302
搬出	3,602
資源化物	2,109
紙資源	1,026
ペットボトル	165
缶	109
ビン	501
金属類	308
選別残渣	1,493

(3) ごみ処理施設整備計画

効率的で持続可能な運用を目指した施設の運営方針を定めるため、広域化について西宮市と協議を行い、一定の方針を定め計画的に事業を進めていきます。

1 1 最終処分計画

一般廃棄物の最終処分は、埋立処分します。

(1) 埋立処分の対象

焼却灰，ばいじん処理物

(2) 最終処分地の概要

ア 委 託 先：大阪湾広域臨海環境整備センター

イ 搬 入 基 地：尼崎基地（尼崎市平左衛門町）

ウ 埋立処分場：神戸沖埋立処分場

エ 埋 立 方 法：海面埋立方式（管理型）

オ 処 理 量：4,621t（平成30年度見込み値）

【資料】

芦屋市環境処理センターへの産業廃棄物搬入要領

1 搬入できる産業廃棄物の種類

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) その他市長が必要と認めたもの

2 搬入時の遵守事項（次のことは、固く守ってください。）

- (1) 搬入する産業廃棄物は、自らの事業活動に伴って生じたもので、自らが運搬するもののほか、事業者が運搬を他人に委託する場合には、県知事の許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者に委託してください。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第5項）
- (2) 搬入できる「木くず」は、長さ 50 cm、直径 10 cm以下のものとします。
- (3) 産業廃棄物を搬入するときは、他の一般廃棄物と混載しないでください。
- (4) 産業廃棄物の搬入許可を受けた者が一般廃棄物を搬入するときは、あらかじめ計量するまでに係員に申し出てください。
- (5) 係員の指示に従わないときは、搬入を許可しないことがあります。

ごみ処理総合原価算出根拠（平成29年度）

（円）

原価要素	区分	収集部門					中間処理部門				最終処理部門		合計	構成比	
		車両収集	真空収集	委託収集	計	構成比	資源化	焼却	計	構成比	最終処理	構成比			
人件費	報酬	①			0	0.00%	398,900		398,900	0.06%			398,900	0.03%	
	給料	②	124,101,408	10,386,306	134,487,714	18.36%	28,396,658	13,125,555	41,522,213	5.89%			176,009,927	11.85%	
	諸手当	③	109,534,794	9,418,162	118,952,956	16.24%	23,495,906	11,578,710	35,074,616	4.97%			154,027,572	10.37%	
	共済費	④	49,097,753	3,238,226	52,335,979	7.15%	11,596,903	4,251,901	15,848,804	2.25%			68,184,783	4.59%	
	賃金	⑤	11,731,551		11,731,551	1.60%		2,233,701	2,233,701	0.32%			13,965,252	0.94%	
	報償費	⑥			0	0.00%	14,519,428	8,100	14,527,528	2.06%			14,527,528	0.98%	
	普通旅費	⑦	11,900	30,870	42,770	0.01%	30,247	31,223	61,470	0.01%			104,240	0.01%	
	特別旅費	⑧			0	0.00%	32,100		32,100	0.00%			32,100	0.00%	
	費用弁償				0	0.00%	8,020		8,020	0.00%			8,020	0.00%	
	計(A)		294,477,406	23,073,564		317,550,970	43.36%	78,478,162	31,229,190	109,707,352	15.55%			427,258,322	28.77%
所要経費	需用費	⑨	16,709,104	36,275,003		52,984,107	7.23%	8,867,351	148,255,343	157,122,694	22.28%		0.00%	210,106,801	14.15%
	役務費	⑩	816,008			816,008	0.11%	1,674,215	1,249,559	2,923,774	0.41%	3,652,648	7.74%	7,392,430	0.50%
	委託料	⑪	10,288,177	91,775,836	166,775,760	268,839,773	36.71%	47,215,067	354,967,768	402,182,835	57.02%	43,555,176	92.24%	714,577,784	48.12%
	使用料及び賃借料	⑫	232,601			232,601	0.03%	2,940	236,163	239,103	0.03%		0.00%	471,704	0.03%
	工事請負費	⑬		84,778,380		84,778,380	11.58%	5,171,040	25,712,100	30,883,140	4.38%		0.00%	115,661,520	7.79%
	備品購入費	⑭	6,771,924			6,771,924	0.92%		109,425	109,425	0.02%		0.00%	6,881,349	0.46%
	負担金補助・交付金	⑮		80,000		80,000	0.01%	23,000	1,838,400	1,861,400	0.26%	10,000	0.02%	1,951,400	0.13%
	公課費	⑯	324,500			324,500	0.04%		309,200	309,200	0.04%		0.00%	633,700	0.04%
	計(B)		35,142,314	212,909,219	166,775,760	414,827,293	56.64%	62,953,613	532,677,958	595,631,571	84.45%	47,217,824	100.00%	1,057,676,688	71.23%
部門別経費(A)+(B)			329,619,720	235,982,783	166,775,760	732,378,263	100.00%	141,431,775	563,907,148	705,338,923	100.00%	47,217,824	100.00%	1,484,935,010	100.00%
処理量(t)	⑰	8,806	2,438	8,942	20,186		6,164	28,842	35,006		4,643		34,493		
		A経費	B経費				C処理量						D処理量		
単位当り直接原価(円/t)	⑱	37,431	96,793	18,650	36,281		22,944	19,551	20,149		10,169		43,050		
1人当り直接原価/年	⑲	8,035	15,476	4,177	7,613		1,470	5,862	7,332		490		15,436		
1世帯当り直接原価/年	⑳	17,217	33,087	9,138	16,448		3,176	12,664	15,841		1,060		33,350		
人口		41,021	15,248	39,927	96,196		96,196	96,196	96,196		96,196		96,196		
世帯		19,144	7,132	18,249	44,525		44,525	44,525	44,525		44,525		44,525		

人口、世帯数は、平成29年10月1日現在

- A経費：需用費16,709,104円＝需用費(4,579,062円+10,705,028円)＋水道料(1,425,014円)
- B経費：需用費36,275,003円＝需用費(12,588,563円)＋パイプラインセンター電気(23,686,440円)
- C処理量：処理量6,164t＝ペットボトル(181t)＋燃やさないごみ(2,401t)＋再生資源集団回収量(3,582t)
- D処理量：処理量34,493t＝総ごみ発生量(30,911t)＋再生資源集団回収量(3,582t)

※車両収集経費に、「ごみ収集車両購入」に係る経費6,577,200円を含む。

現況把握データ

平成30年度の見込値については、平成30年12月までの実績値及び平成31年1月からの推計値で算出しています。

1 ごみ排出量

(1) ごみ排出量

単位:t/年

項目\年度	H29(実績)	H30(見込み)	H30(目標)	
生活系ごみ ^{※1}	25,089	24,965	25,616	
燃やすごみ	18,215	18,169	18,514	
燃やさないごみ	資源ごみ ^{※2}	2,080	2,025	2,288
	紙資源	995	950	1,163
	ペットボトル	182	202	177
	缶	132	131	134
	ビン	771	742	814
その他燃やさないごみ	917	985	626	
粗大ごみ	295	302	257	
集団回収 ^{※3}	3,582	3,484	3,931	
事業系ごみ ^{※4}	9,404	9,545	8,858	
燃やすごみ	9,118	9,255	8,717	
燃やさないごみ	286	290	141	
ごみ排出量 ^{※5}	34,493	34,510	34,474	

※1 市民が生活する上で発生する一般廃棄物

※2 生活系ごみのうち、紙資源、ペットボトル、缶、ビン

※3 地域住民団体が独自に排出する資源ごみ

※4 事業者が事業活動をする上で発生する廃棄物で、産業廃棄物以外の一般廃棄物

※5 生活系ごみ量と事業系ごみ量の合計

(2) 1人1日当たりのごみ排出量

ごみ排出量を各年度の人口及び年間日数で除して算出した、1人1日当たりのごみ排出量は以下のとおりです。

単位:g/人・日

項目\年度	H29(実績)	H30(見込み)	H30(目標)	
生活系ごみ	714.6	711.7	724.1	
燃やすごみ	518.8	517.9	523.3	
燃やさないごみ	資源ごみ	59.3	57.8	64.7
	紙資源	28.3	27.1	32.9
	ペットボトル	5.2	5.8	5.0
	缶	3.8	3.7	3.8
	ビン	22.0	21.2	23.0
その他燃やさないごみ	26.1	28.1	17.7	
粗大ごみ	8.4	8.6	7.3	
集団回収	102.0	99.3	111.1	
事業系ごみ	267.8	272.1	250.4	
燃やすごみ	259.7	263.8	246.4	
燃やさないごみ	8.1	8.3	4.0	
ごみ排出量	982.4	983.8	974.5	

2 ごみ処理量

(1) 焼却施設処理量

焼却施設では、燃やすごみ及び資源化施設から資源化物を選別処理する過程で発生する選別残渣（以下「選別残渣」という。）を焼却処理しています。

単位:t/年

項目\年度	H29(実績)	H30(見込み)	H30(目標)
搬入	28,842	28,917	28,176
燃やすごみ	27,333	27,424	27,231
選別残渣	1,510	1,493	945
搬出	4,643	4,621	4,987
焼却灰・ばいじん処理物	4,643	4,621	4,987

(2) 資源化施設処理量

資源化施設では、資源ごみ、その他燃やさないごみ及び粗大ごみの破碎・選別・減容処理等を行っており、選別された資源化物は、再生事業者に引き渡しています。

単位:t/年

項目\年度	H29(実績)	H30(見込み)	H30(目標)
搬入	3,578	3,602	3,312
資源ごみ	2,080	2,025	2,288
紙資源	995	950	1,163
ペットボトル	182	202	177
缶	132	131	134
ビン	771	742	814
その他燃やさないごみ	1,203	1,275	767
粗大ごみ	295	302	257
搬出	3,578	3,602	3,312
資源化物	2,068	2,109	2,367
紙資源	1,074	1,026	1,226
ペットボトル	157	165	142
缶	102	109	133
ビン	449	501	601
金属類	286	308	265
選別残渣	1,510	1,493	945

(3) リサイクル率

リサイクル率は、再資源化される資源物量の割合を示しています。

単位:t/年

項目\年度	H29(実績)	H30(見込み)	H30(目標)
ごみ処理量	30,911	31,026	30,543
資源化量	5,650	5,593	6,298
資源化物	2,068	2,109	2,367
集団回収	3,582	3,484	3,931
リサイクル率^{※1}	16.4%	16.2%	18.3%

※1 リサイクル率(%)=(資源化物+集団回収)/(ごみ処理量+集団回収)×100

(4) 最終処分量

最終処分量は、焼却施設において燃やすごみ及び選別残渣を焼却する過程で発生する焼却灰・ばいじん処理物の全量です。

単位:t/年

項目\年度	H29(実績)	H30(見込み)	H30(目標)
最終処分量	4,643	4,621	4,987